

# 生徒指導部より

## 【 生徒心得 】

### 1 登校・授業・下校

- (1) 生徒は 8:40 までに教室へ入室すること。
- (2) 原則、始業から終業まで学校敷地外に出ないこと。但し、やむを得ない理由がある場合は、HR 担任の許可をもらうこと。
- (3) 授業中のやむを得ない入退室の場合は、教科担当教師の許可を受けること。
- (4) 放課後、特別な用事がない者は、スクールバス最終便出発時刻である 18:20 までに下校すること。  
但し、理由があり学校に残る場合は、必ず HR 担任へ事前に許可を受けること。

### 2 欠席・遅刻・早退

- (1) 病気やその他やむを得ない事由で欠席、遅刻、早退をする場合は、事前に HR 担任に連絡し、指示に従うこと。
- (2) 欠席、遅刻をする場合は、8:10 までに必ず学校へ連絡すること。また、遅刻して登校した生徒は、職員室にて、『入室許可カード』を教員から受け取り、教室へ入ること。
- (3) 病気又はその他の事由により早退する場合は、HR 担任または養護教諭の許可を受けてから帰宅すること。

### 3 礼儀

- (1) 挨拶とは、人間関係を円滑に維持するために守るべき、社会生活上の規範であることから、これを尊重すること。
- (2) 校内で来校者に会った際は、丁寧に明るく挨拶をすること。
- (3) 人を軽蔑するような言葉、人の感情を害するような言葉、乱暴な言葉、不平をもらす言葉は避けること。
- (4) 教職員・来校者・その他年長の人物に対しては、適切な敬語を使用すること。

### 4 服装・頭髪・化粧等

- (1) 本校指定の制服を着用すること。
- (2) 冬季、夏期で指定された制服を着用すること。  
**①冬季（10月～5月頃）※気候に応じて変動あり**  
〈着用必須〉※入学式、卒業式、各始業式・終了式等、各講演会、進路に関わる行事等、郊外活動参加時等  
ブレザー、長袖シャツ、スラックス又はスカート、ネクタイ又はリボン、靴下（ロング）  
〈着用自由〉※ 式典時等以外の通常授業時  
セーター、ベスト、靴下（ショート）
- ②夏期（5月～10月頃）※気候に応じて変動あり**  
〈着用必須〉※各始業式・終了式等、各講演会、進路に関わる行事等、郊外活動参加時等  
半袖シャツ、スラックス又はスカート、靴下（ロング）  
〈着用自由〉※ 式典時等以外の通常授業時  
ポロシャツ、ベスト、靴下（ショート）
- ③その他  
通学リュックまたはバック、ベルト、通学靴、上履き、グラウンドシューズ、ジャージ（上下）、  
ハーフパンツ等、指定の学用品を3年間使用すること。

※防寒着に関しては、指定の学用品がないため自由とするが、派手な色ではなく、学校生活に相応しいものを着用すること。

※3年間、制服、その他学用品を変形させたりしないこと。

- (3) 頭髪は常に清潔に保ち、染色・脱色・パーマ等、高校生として相応しくない髪型はしないこと。  
(一般的視点から)

※生まれつき髪の色が明るい等の場合は、入学前に必ず学校へ相談すること。

- (4) マニキュア・ネックレス・ピアス、指輪等のアクセサリーの装飾、また、化粧、カラーコンタクトレンズ、つけ毛、まつ毛エクステンション、入れ墨、タトゥー、アートメイク等について一切認めない。  
※やむを得ない事情がある場合は、入学前に必ず学校へ相談すること。

## 5 風紀

### (1) 携帯品・所持品

- ①学習及び特別教育活動に必要な用具以外は学校に持参しないこと。
- ②個人の所持品には必ず学年、クラス、氏名を記入すること。
- ③学校生活で必要のない多額の金銭を持参しないこと。

### (2) 遺失物・拾得品の処理及び金銭貸借

- ①金品を遺失した時及び金品の盗難にあった場合は、速やかにHR担任へ申し出ること。
- ②金品を拾得した場合は、速やかにHR担任へ申し出て、渡すこと。
- ③生徒相互間の金銭の貸借は絶対に行わないこと。

### (3) 災害防止

- ①盜難に遭わないよう個人の所持品の管理には、細心の注意を払うこと。
- ②他人の所持品には、絶対に触れないこと。
- ③自転車通学生及び寮生で自転車を持参している者は、必ず鍵をかけ、所定の場所へ駐輪すること。

※自転車利用には事前の届出が必要となる。

- ④自転車を利用するすべての者は、ヘルメットを着用すること。※法律改正に基づき（2023年4月より）

### (4) 禁止事項

- ①いじめは絶対にしないこと。いじめを見て見ぬふりをしないこと。

- ②SNS等を利用し、他人を誹謗中傷する行為を行わないこと。

- ③喫煙・飲酒行為及び薬物使用は絶対にしないこと。また、所持をしないこと。

- ④暴力・脅迫行為を絶対に行わないこと。

- ⑤不健全な飲食店、娯楽場、その他高校生として不適当な場所へ出入りを絶対にしないこと。

- ⑥考查の際の不正行為を絶対にしないこと。

- ⑦生徒相互間の金銭の貸借行為を絶対に行わないこと。

- ⑧自動二輪、原動機付自転車等の免許取得及び運転を絶対にしないこと。

※四輪自動車の免許取得については、3年次進路決定者で学校へ届出を提出した者のみ免許取得可能となる。

（在学中の運転は禁止）

- ⑨無断でアルバイトを行わないこと。

※原則アルバイトは禁止。但し、家庭の事情、その他やむを得ない事情がある場合は、事前にHR担任へ相談し、届出を提出すること。

- ⑩政治活動を絶対に行わないこと。（選挙の投票は別）

- ⑪学校敷地内でマッチ、ライター等火気の使用を絶対にしないこと。

- ⑫その他高校生として望ましくない行為、いかなる犯罪行為を絶対に行わないこと。